

長野県看護大学利益相反マネジメントポリシー

1 目的

長野県看護大学（以下「大学」という。）は、看護実践に関する総合的な能力を養成し、看護の社会的機能を担い人々の健康の向上に貢献する人材を育成すること、さらに、看護の発展に寄与する実践者、教育者および研究者を育成することを使命とし、多様な教育研究活動を展開している。

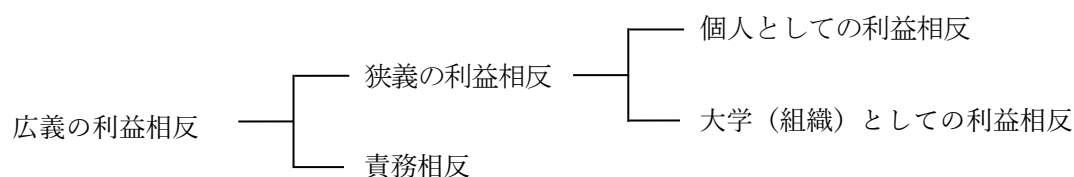
こうしたなかで、本学では共同研究、受託研究、社会貢献活動等、外部機関と連携した様々な活動（以下「研究活動等」という。）が行われている。研究活動等を行う上では、教職員が特定の企業や団体等から利益を得、又は必要な範囲での責務を負うことがある中で、利益相反が生じる可能性もある。

この場合、研究活動等は、正当に利益を得、それに見合った責務を果たすべきものであるが、利益相反は、外部との経済的な利益関係等によって、本学の研究活動等の公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない状況が生じ得るものであり、こうした状況を未然に防止するとともに、発生した場合は、適切な対応を図る必要がある。教育研究の推進と社会的な信頼を確保するために利益相反マネジメントの基本方針を定めるものである。

2 利益相反の定義

本ポリシーでは、広義の利益相反を利益相反マネジメントの対象とする。

<利益相反の概念図>



(1) 広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反の双方を含むもの。

(2) 狭義の利益相反

大学及び教職員が研究活動等により得る利益（兼業に係る報酬、研究成果の実施料収入、株式等）と、教育研究という大学としての責務との間に相反（衝突・齟齬）が生じている状態をいう。

ア) 個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益とその個人の大学における責務との相反を指す。

イ) 大学（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、大学（組織）が得る利益と大学（組織）の社会的責務との相反を指す。

(3) 責務相反

教職員が主に兼業活動により企業等（国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他の団体を含む。以下同じ。）に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

いずれの場合も大学及び教職員が、組織的又は個人的な利益や企業等に対する責務を優先させて活動したと疑義を持たれた場合に利益相反の問題が生じる。

3 基本方針

- (1) 本学の使命である教育研究の責務を十分に果たしながら、教職員が研究活動等を積極的に推進できるよう、環境整備を図る。
- (2) 本学は、研究活動等の推進を公正かつ効率的に行うため、教職員の利益相反が生じることを未然に防止するための取組や利益相反が生じた場合に必要な措置を行うなど、利益相反マネジメントを実施する。
- (3) 教職員は、利益相反に関する正しい認識を持ち、研究活動等を推進する上で利益相反が起こらないよう努めることを責務とする。

4 対象

本ポリシーは、本学の教員、職員、本学の学生等及び本学が受け入れる研究生を対象とする。

5 利益相反マネジメント体制

本学に、利益相反に係る重要事項を審議するため長野県看護大学利益相反検討会議を設置する。会議の設置に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

このポリシーは令和8年4月1日から施行する。